

北極域研究推進プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】
審査要項

平成 27 年 2 月
「北極域研究推進プロジェクト」推進委員会

北極域研究推進プロジェクトは、既存の北極研究体制を抜本的に強化し、新たな国際共同研究の実施や国際連携拠点整備や若手研究者の養成を図ることにより、国際的な場での我が国の発言力を向上させるなど、北極域の利用と保全の両面の観点から「科学技術」を「外交」に活かすための取組を戦略的に推進することを目的とする。

北極域研究推進プロジェクトの審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方針

1. 審査は、複数機関が連携して提出した研究計画について、以下の内容のいずれもの条件を満たすものの中から選定する。

- ① 代表機関及び副代表機関を中心とした連携の下、各実施機関の特色を踏まえ、国際的に卓越した北極域研究を推進する計画であること。
- ② 国際的に卓越した研究活動が継続的に行われ、国際社会での関心が高い課題を解決することにより、日本の国際社会における発言力向上に繋がることが期待される計画であること。
- ③ 北極域に留まらない全球的な環境課題(例えば、ブラックカーボン・メタンの影響の総合的理解と対策、海洋酸性化等による海洋生態系への影響等)に繋がる研究を推進することで、今後の規制やルール作りの議論への貢献が期待される計画であること。
- ④ 我が国の国際的な研究拠点を北極圏国に整備し、高度な研究能力を有した国際的に活躍できる人材を育成する機能を持つ教育研究拠点(人材養成の場)を形成するものであり、将来的な発展性が見込まれる計画であること。

2. 審査は、研究計画の将来性、発展性を重視し、実現性の面からこれまでの北極研究活動の実績も加味しつつ、国際性、人材育成、継続性の観点から審査を行うものとする。

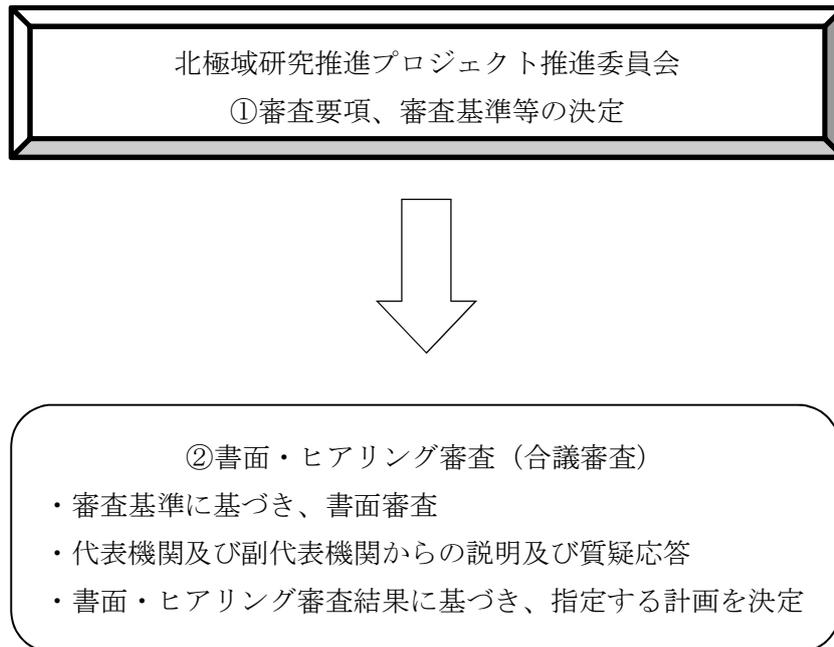
II. 審査の方法

1. 審査の枠組

審査を実施するため「北極域研究推進プロジェクト」推進委員会(以下、「推進委員会」という。)を設置する。

推進委員会は、申請のあった「事業計画書」に基づき、すべての計画書の書面審査及びヒアリング審査を実施し、指定すべき計画の決定を行う。

<審査の手順>



2. 書面審査・ヒアリング審査の進め方

① 書面審査

書面審査は、代表機関から提出された北極研究推進プロジェクト計画について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

② ヒアリング審査

書面審査を受けた全ての計画について、代表機関等からヒアリング審査を実施する。審査にあたり、必要に応じて計画についての改善のための条件又は意見を付すことができる。

Ⅲ. 審査の観点

1. 計画の目的

計画の目的及び将来像が、明確かつ具体的に設定されており、本計画の趣旨及び目標に合致したものであるか。

2. 計画内容・実施方法

- ① 計画内容は、国際的な研究動向を踏まえ、諸外国と協働して共同研究や人材育成を実施し、国際的な取組を牽引することを目指しているか。
- ② 計画の実施に当たっては、研究者だけではなく多様なステークホルダーと随時情報交換や連携・協議を行う体制を確保するものとなっているか。
- ③ 実施機関の役割が明確に示されると同時に、当初の目的を達成し、国際連携により得られる効果が期待できるものか。
- ④ 自然科学的なアプローチにとどまらず、人文社会科学的なアプローチも含めた包括的なアプローチにより、北極に関する諸課題の解決を目指しているか。
- ⑤ 計画の成果が北極に留まらない全球的な研究に波及し、また優れた研究者を養成することで、北極域研究が継続的に発展できるものとなっているか。
- ⑥ 研究成果について、随時わかりやすい形で適切に国内外に情報発信できる体制となっているか。
- ⑦ 研究活動等を通じて得られたデータや情報の管理及び公開のためのシステム構築を促進するとともに、国際的な枠組との連携を図る体制となっているか。

3. 国際研究活動計画・方法

- ① 申請された計画内容は、海外の研究拠点との連携による国際的研究拠点の構築、国際共同研究の実施を通じて、国際社会に向けた日本の科学的貢献に繋がるような北極域研究成果の創出に向けた目標が明確に示されているか。
- ② 自然科学および人文社会科学の双方の知見を活用し、北極を巡る課題解決を目指しているか。
- ③ ステークホルダーのニーズに応えた情報を提供しうるか。
- ④ 研究計画の中身が十分に練られており、具体的な目標が計画期間内に達成される見込みがあるか。
- ⑤ 共同研究を実施するにあたり、相手方との調整が十分に行われており、研究資金拠出の分担割合が明確であるか。
- ⑥ 相手国の研究実績が十分にあり、共同研究の成果が見込まれるか。

4. 人材育成計画・方法

- ① 将来的な日本の北極域研究を進展させることができる、研究者の養成に向けた計画や手法が明確に示されているか。

- ② 海外の拠点に若手研究者が将来、有為な人材として活躍できるように必要な受入体制や教育・研究プログラムが計画されているか。
- ③ 若手研究者派遣を実施するにあたり、相手国との調整が十分に行われており、連携体制が構築されているか。

5. 計画実施体制

- ① 実施機関の考えや戦略が明確かつ本計画の目的に沿ったものとなっているか。
- ② 実施機関による取組が、本計画を実施するにあたり適切な規模となっているか。
(取組例)
 - ・本事業を遂行するにあたって組織的な支援体制が十分であるか。
- ③ 実施機関による事業の管理方法・体制は適切か。

6. 経費

- ① 申請経費の内容は妥当であり、計画上、必要なものか。
- ② 設備備品等は、研究計画上、真に必要なものが計上されているか。
- ③ 他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

IV. その他

1. 利益相反者の排除

- ① 範囲
 - 1) 評価対象の計画に参加する場合
 - 2) その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
- ② 運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての審査・評価(書面審査、ヒアリング審査)を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。

2. 情報公開・開示等

- ① 委員会の議事要旨は、原則非公開とする。
- ② 採択計画決定後、全ての計画提案機関に対して採択／不採択の理由を付して採択結果を通知する。採択計画について、実施のあたりの留意事項や条件等がある場合はその旨の通知を行う。
- ③ 採択された個々の計画に関する情報(代表機関、参画機関、計画概要及び採択理由)については、採択後、文部科学省ホームページにおいて公開することとする。
- ④ 委員の氏名は、採択後に文部科学省ホームページにおいて公表する。
- ⑤ 委員は、公表された情報以外の審査の過程で得た情報について、外部に漏らしてはならない。